

1 ■035■ 通常逮捕の流れ

- 2 ◎それでは、書かれた法を見ていこう。逮捕・勾留に関する刑訴法の規定を全て確認せよ。
3 * こういう面倒な作業を怠る学生が多く、差が出やすいので、法学検定試験や既修者
4 認定試験や司法試験予備試験ではこの領域に関する短答問題を多く出してきた（と
5 思う）。地道な作業を決して怠らないように！

6
7 ◎通常逮捕の規定を整理しよう。

質問	解答
199 I について	
・嫌疑のことをどのように表現している？	
・逮捕権者は誰？	
・刑訴が刑罰について触れているとき、それは何刑？	
199 II について	
・逮捕状請求権者は誰？	
・但書の「逮捕の必要」って何？	
・積極的に逮捕の必要性があることを認めないとだめ？	
200 について	
・被疑事実の要旨は憲法何条の要請を受けてのこと？	
・被疑者の氏名や住居が明らかでないとき、どうする？	
201 について	
・逮捕状の呈示は義務？	
・逮捕状を携行していないときはどうする？	
202 について	
・誰が誰に被疑者を引き渡す？	
203 I、204 I について	
・逮捕留置中に何をしなければならない？	
・そのうち、憲 34 に基づくものは？	
・(203 I 限定) 検察官送致手続を行う time limit は？	
・(204 I 限定) 勾留請求をする time limit は？	
203 II、204 V について	
・弁護士選任権告知が不要な場合ってどんな場合？	
203 III、204 II について	
・何を捜査機関に義務付けている？	
203 IV、204 III について	
・何を捜査機関に義務付けている？	
203 V、204 IV について	
・(203 V 限定) time over したらどうする？	
・(204 IV 限定) time over したらどうする？	
205 I について	
・勾留請求をする time limit は？	
205 II について	
・この規定を置いた趣旨を説明せよ。	
205 III について	
・この規定を置いた趣旨を説明せよ。	

205IVについて	
・ time over したらどうする？	

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33

- 司法巡査は、通常逮捕の逮捕状により被疑者を逮捕することはできるが、その逮捕状を請求することはできない。(新司)
- 通常逮捕の逮捕状の請求を受けた裁判官は、被疑者が罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由があると認めるときは、常に逮捕状を発しなければならない。(新司)
- 司法警察員は、逮捕状により被疑者を逮捕する場合に、逮捕状を所持しないためこれを示すことができない場合において、急速を要するときは、被疑者に対し、被疑事実の要旨と逮捕状が発せられている旨を告げて、被疑者を逮捕することができる。(新司)
- 司法巡査は、被疑者を逮捕したときは、直ちに、これを司法警察員に引致しなければならない。(新司)
- 司法警察員は、被疑者を緊急逮捕したときは、直ちに犯罪事実の要旨及び弁護人を選任できる旨を告げた上で弁解の機会を与えなければならないが、逮捕状により被疑者を逮捕したときは、逮捕状を被疑者に示しているから犯罪事実の要旨を告げる必要はなく、直ちに弁護人を選任することができる旨を告げた上で弁解の機会を与えれば足りる。(予備)
- 司法警察員は、被疑者を逮捕したときは、直ちに、弁護人にその旨を通知しなければならないが、被疑者に弁護人がないときは、被疑者の法定代理人、保佐人、配偶者、直系の親族及び兄弟姉妹のうち被疑者の指定する者一人にその旨を通知しなければならない。(新司)
- 検察官は、司法警察員から送致された被疑者を受け取り、留置の必要があると思料するときは、被疑者を受け取った時から48時間以内に裁判官に被疑者の勾留を請求しなければならない。(新司)
- 検察官が、被疑者の身体の拘束がないまま警察から送致を受けた窃盗被疑事件につき、罪証隠滅のおそれがあるとして、裁判官から逮捕状の発付を受けて被疑者を逮捕したのは違法である。(新司)
- 検察官は、逮捕状により被疑者を逮捕した場合において、留置の必要があると思料するときは、被疑者が身体を拘束された時から24時間以内に裁判官に被疑者の勾留を請求し、又は被疑者について公訴を提起しなければならないが、その時間内に勾留の請求又は公訴の提起をしないときは、直ちに被疑者を釈放しなければならない。(予備)

■036■ 緊急逮捕の流れ

◎緊急逮捕の規定を整理しよう。

質問	解答
210 I について	
・どんな犯罪に対象を限定している？	
・嫌疑についてどのように表現している？	
・どんな時に緊急逮捕できると規定している？	
・「その理由」として何を告知しなければならない？	
・逮捕権者は誰？	
・逮捕状請求権者は誰？	
・緊急逮捕の要件は逮捕（狭義）時に必要？	
・逮捕（狭義）時の要件該当性につき、逮捕後の状況や逮捕後に獲得された資料に基づいて判断してよい？	

・逮捕（狭義）後は要件を満たしていなくてもよい？	
・逮捕の要件を満たしていなかったら、どうする？	
・逮捕状を求める手続はいつ行う？	
210Ⅱについて	
・逮捕状の方式はどの条文が準用される？	
211について	
・逮捕（狭義）後の手続はどの条文が準用される？	

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23

- 死体遺棄罪の幫助は、「死刑又は無期若しくは長期 3 年以上の懲役若しくは禁錮にあたる罪」に該当しないので、これによる緊急逮捕は許されない。(司)
- 緊急逮捕の要件としての罪を犯したことを疑うに足りる「充分な理由」とは、通常逮捕の場合における「相当な理由」よりは一層高度な嫌疑をいい、具体的には、公訴を提起するに足りる程度の嫌疑があることをいう。(司)
- 緊急逮捕の要件としての罪を犯したことを疑うに足りる「充分な理由」があるか否かの判断においては、逮捕後に生じた状況を資料とすることは許されない。(司)
- 強盗殺人罪の被疑者が警察署に自ら出頭して自首した場合、被疑者を警察署内に待たせておいてその間に通常逮捕のための逮捕状を求めることができるので、緊急逮捕が許されることはない。(司)
- 司法巡査により緊急逮捕された被疑者が、司法警察員に引致された後、逮捕状請求前に逃走してしまった場合であっても、司法警察員は、直ちに裁判官の逮捕状を求める手続をしなければならない。(予備)
- 緊急逮捕するに当たって、被疑者に対し告げなければならないのは、被疑事実の要旨だけである。(司)
- 緊急逮捕状を発するには、逮捕後直ちに裁判官の逮捕状を求める手続がなされたことのほか、逮捕時における緊急逮捕の要件及び逮捕状発付時における通常逮捕の要件の双方を満たしていることが必要である。(司)

■037■ 現行犯逮捕の流れ

◎現行犯逮捕の規定を整理しよう。

質問	解答
212Ⅰについて	
・現行犯人の定義は？	
212Ⅱについて	
・準現行犯人の定義は？	
・1号の「追呼」とは？	
・4号の「誰何」とは？	
213について	
・逮捕権者は誰？	
214について	
・私人は犯人を誰に引き渡さねばならない？	
215について	
・司法巡査は何をしなければならない？	
216について	
・逮捕（狭義）&引致後の手続はどの条文が準用される？	

- 1 ●窃盗事件の犯人として追呼されている者が、罪を行い終わってから間がないと明らかに
2 認められるときは、検察官、検察事務官又は司法警察職員以外の者であっても、逮捕状
3 なくしてその者を逮捕することができる。(司)
4
5 ●司法巡査が、器物損壊被疑事件の被疑者を現行犯人として逮捕した後、留置の必要がな
6 いと考え、すぐに釈放したのは違法である。(司)
7 ●司法巡査は、逮捕状により被疑者を逮捕したときだけでなく、現行犯逮捕したとき、又
8 は緊急逮捕したときも、直ちにこれを司法警察員に引致しなければならない。(予備)

9
10
11 ■038■ 被疑者勾留の流れ

12 ◎勾留の手続を整理しよう。

質問	解答
204・205・206 について	
・勾留状請求権者は誰？	
207 I について	
・勾留審査は誰が行う？	
・保釈の規定は準用される？	
207 I・60 について	
・嫌疑の要件はどこに規定されている。	
・60 I ①②③のうち、公判出頭確保が目的のものは？	
・60 II は被疑者勾留に準用されるか？	
・60 I ①②③のうち、軽い犯罪にも適用されるのは？	
少年法 48 条について	
・少年事件に対してどのような特則を置いている？	
207 I・61 について	
・61 の手続は実務で何と呼ばれている？	
・この手続をとらなくてもよい場合はある？	
207 II III IV (&207 I・77 III IV) について	
・207 I・61 の際に裁判官がすることは？	
・被疑者が逃亡した場合はどうする？	
207 I・78 について	
・弁護人選任の申出が規定されている条文は？	
207 I・79 について	
・被告人が勾留されたことを誰に告知する？	
・このような告知規定は逮捕についてもあったか？	
207 I・62、207 V について	
・勾留状を発付せよと規定しているのは何条？	
・速やかに勾留状を発付せよと規定しているのは何条？	
・勾留しない場合とは、どのような場合？	
207 I・64 について	
・勾留状の方式を定めているのは何条？	
・勾留の場所は何と規定されている？	
・留置施設を勾留場所と認める規定は何法の何条？	

208、208の2について	
・勾留を請求した日は勾留期間にカウントされる？	
207 I・70、207 I・73 II III、207 I・74について	
・勾留状の執行について準用される条文は？	
207 I・82～86について	
・勾留理由開示制度とは？	
・憲法上の根拠条文は？	
207 I・87、207 I・91について	
・これらの条文における「取消」の意味は？	
207 I・95について	
・勾留の執行停止とは、何？ どんな場合に行う？	

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36
37

- 被疑者が罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由がある場合で、被疑者が定まった住居を有するときには、被疑者が罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由があり、かつ、被疑者が逃亡し又は逃亡すると疑うに足りる相当な理由があるときに限り、被疑者を勾留することができる。(司)
- 刑事訴訟法第60条第1項第2号に定める「罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由があるとき」の「罪証」とは、犯罪の成否に関する証拠を意味するので、犯罪の成立自体については、既に証拠が収集されていて証拠隠滅の余地がなく、犯罪の動機に関する証拠にのみ隠滅のおそれがある場合には、同号の要件を満たすことはない。(司)
- 「罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由がある」といえるためには、被疑者において主観的に証拠を隠滅しようという意図があれば足り、証拠隠滅行為がなされた場合に、罪証隠滅の効果が生じ得るものであることは必要ではない。(司)
- 「罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由がある」における罪証隠滅行為とは、必ずしも被疑者が自らこれを実行する場合に限られるものではなく、被疑者が第三者に命じたり、指示したりして、その第三者に罪証隠滅行為をさせる場合も含まれる。(司)
- 少年の刑事事件については、その健全な育成を期するという見地から、定まった住居を有する少年の被疑者を勾留することはできない。(司)
- 裁判官は、殺人被疑事件について勾留を請求された被疑者に被疑事件を告げる際に、弁護人がない被疑者に対し、弁護人を選任することができる旨及び貧困その他の事由により自ら弁護人を選任することができないときは弁護人の選任を請求することができる旨を告げなければならない。(司)
- 被疑者の勾留の期間は、延長されない限り、検察官が勾留の請求をした翌日から10日間である。(司)
- 勾留理由の開示は、勾留期間が長期に及ぶ可能性がある被告人の勾留に限って認められている。(司)
- 勾留の執行停止により釈放されている被疑者であっても、勾留の理由の開示を請求することができる。(司)
- 勾留の理由の開示は、公開の法廷でこれをしなければならない。(司)
- 勾留の理由の開示は、勾留の基礎となっている犯罪事実と、勾留されている者が罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由を告げれば足りる。(司)
- 被疑者は、勾留の理由を開示する期日において、勾留の理由についての意見を述べることはできない。(司)
- 勾留している被疑者について、緊急の手術のため入院させざるを得ないという事情があるとき、裁判官は、被疑者の勾留の執行を停止するに当たり、その住居を制限することができる。(フ)

1 ■039■ 逮捕・勾留の理由・必要

2 ◎逮捕・勾留の「理由」「必要」について意味を確認しておこう。

3 * 条文には明文がないが、「逮捕の理由」とは？

4

5 * 「逮捕の必要」とは？ 条文は？

6

7 * 「勾留の理由」とは？ 条文は？

8

9 * 「勾留の必要」は、現在においてはどのように解されているか？ 条文は？

10

11

12

13